

# 令和2年度第1回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

## 1 開催日時等

日時 令和2年6月30日(火) 9時59分～11時17分

場所 あわぎんホール5階 6会議室

## 2 出席者

(公益委員)上原委員 関口委員 佐野委員 瀧委員 撫養委員  
(労側委員)新居委員 小谷委員 藤田委員 三木委員 山本委員  
(使側委員)濱田委員 坂田委員 中村委員 天野委員 小林委員

## 3 議題

- (1) 徳島県最低賃金改正諮問
- (2) 特定最低賃金改正の必要性諮問
- (3) 専門部会(県最賃及び各特定最賃)の設置と委員推薦公示
- (4) あり方検討小委員会の審議結果報告
- (5) 今後の審議日程について
- (6) 実地視察について
- (7) その他

## 4 議事

### 事務局(室長)

定刻より少し早いですが、只今から令和2年度第1回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

議事に入ります前に、本年度、新しくご就任いただきました委員をご紹介します。

お手元の資料番号1 審議会委員名簿をご覧ください。

公益委員として新しくご就任いただきました徳島新聞社論説委員 撫養 佳孝委員です。それから労側委員の山本 雅敏委員です。

事務局にも異動がありましたので、紹介させていただきます。

労働基準部長の松原です。

賃金室賃金指導官の森です。

そして私、賃金室長の伊坂です。よろしくお願いたします。

それでは、上原会長からご挨拶をいただき、以後の進行は上原会長にお願いいたします。

## 上原会長

みなさん、おはようございます。足元の悪い中ご出席いただき、ありがとうございます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染拡大ということがありまして、全世界的に経済活動が停滞いたしまして、その影響はいまだ先の見通しができない事態になっております。アジア、ヨーロッパでは感染のピークは過ぎているようですが、まだアメリカや他の地域では感染が拡大を続けておりまして、予断を許さない状況にあると認識しております。

我が国では、緊急事態宣言の解除から1か月が経ちましたが、全国的に観光業、飲食業をはじめとする関係産業への経済的打撃はこれまでにないものであります。徳島の地域経済も例外ではありません。皆様におかれましては、地域の雇用と生活を守り、地域経済を再生させるために、徳島の最低賃金の決定につきまして真摯に議論いただき、皆様の叡智を出していただいで全会一致の結論を目指しまして、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、審議を進めさせていただきます。

事務局は、本日の委員の出席状況を報告してください。

## 事務局（室長）

本審議会は、最低賃金審議会令第5条により、審議会全委員の3分の2の10名以上、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。

本日は、15名、全員のご出席をいただいでおり、本審議会が有効に成立しております。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき、公開しております。5名から傍聴の申し込みを受け、5名の方が傍聴されております。

以上、ご報告させていただきます。

## 上原会長

本日の審議会は、お手元の次第により進めさせていただきます。

傍聴される方は、事前に事務局の方からお渡ししている注意事項を守っていただきますよう、お願いいたします。

まず、最初に、議事録の署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は、公側は私と、労側は新居委員、使側は濱田委員にお願い

したいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

本日は、最初に「徳島県最低賃金の改正決定の諮問」と、「特定最低賃金の造作材、一般機械、電気機械の各最低賃金の改正の必要性諮問」となります。

それでは、事務局お願いします。

### 事務局（室長）

それでは、日根徳島労働局長から上原会長に諮問文をお渡しいたします。

### 上原会長

ただ今、日根局長より「徳島県最低賃金の改正決定諮問」と「3つの特定最低賃金の改正の必要性諮問」を受けました。

それでは、諮問にあたりまして、日根局長よりご挨拶をお願いいたします。

### 日根局長

皆様おはようございます。労働局の日根でございます。

本年度第1回の徳島地方最低賃金審議会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、審議会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。また、日頃から労働行政の運営につきまして格別のご理解、ご支援を頂いておりますことに、この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染対策の「新しい生活様式」を踏まえたこのような形の開催にご理解ご協力を賜り重ねて御礼申し上げます。

先週の金曜日、6月26日に中央最低賃金審議会が開催され、今年度の地域別最低賃金金額改定の目安諮問が行われまして、目安審議がスタートしたところであります。

中央最低賃金審議会において、加藤厚生労働大臣からは、政府の考え方として「昨年閣議決定した『より早期に全国加重平均1,000円を目指す』との政府方針を堅持する」とした上で、「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」と挨拶されております。

さて、景気の基調判断でございますが、全国については、内閣府が公表している月例経済報告では、4月は「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある。」とされ、この「悪化」という文字はリーマンショックの2009年5月以降、10年11か月ぶりに使用されました。5月につきましても「急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある。」と

されましたが、6月につきましては「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。」と、「悪化」の文字がなくなっております。けれども依然として厳しい状況となっております。

徳島県内については、日本銀行徳島事務所発表の6月の徳島県金融経済概況では、「徳島県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響から、弱い動きが続いている。」とされています。

また県内の雇用失業情勢につきましては、5月の有効求人倍率は、季節調整値1.18倍で求人が求職を上回って推移しているものの、求人が減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要があると判断させていただいているところです。

このような情勢の中で本年度の審議をお願いすることとなりますが、できましたら全会一致で10月1日発効を目指して、ご審議をいただきますようお願いいたします。

事務局としては、十分に審議を尽くしていただけますよう、円滑な審議会運営に努める所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 上原会長

ありがとうございました。

それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

特定最賃については、一つだけで結構です。

## 事務局（指導官）

「諮問文朗読」

## 上原会長

それでは、この諮問に係る経過と、併せて本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（室長）

ただ今、日根局長より徳島県最低賃金の改正決定に係る諮問と3つの特定最賃の改正の必要性の諮問をさせていただきました。

まず、地域別最低賃金は、現在、資料番号2のとおり全都道府県において決定されております。

地域別最低賃金については、昭和53年から全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に対し金額改定のための目安を示しており、地方最低賃金審議会は、この目安を参考にしながら地域の実情に応じた

地域別最低賃金の改正のための審議を行っていただいております。

このように地域別最低賃金の改正については、目安制度が導入されていることから、中央最低賃金審議会が目安諮問時期を踏まえて地方最低賃金審議会を開催しております。先週の6月26日に、中央最低賃金審議会が開催され、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に目安諮問が行われましたので、本日、地方最低賃金審議会を開催し、地域別最低賃金の金額改正諮問をさせていただいているものでございます。

中央最低賃金審議会が目安諮問に係る資料として、本日別資料として机上配付させていただいております。中央最低賃金審議会への諮問文は別資料の第56回中央最低賃金審議会資料の4枚目となっておりますのでご参照ください。

今後、中央最低賃金審議会において本年度の目安答申がなされましたら、目安を参考にしながら、徳島県内の実情を踏まえ、改正金額のご審議いただくこととなります。

次に、特定最低賃金について申し上げます。

最低賃金決定要覧の113頁、114頁に現在徳島県内で発効されている3つの特定最低賃金が記載されています。

この3つの特定最賃については、3月3日に改正の意向表明をいただいております。その後、資料番号3に概要を記載していますが、6月24日までに改正申出書をそれぞれ受付いたしました。

申出書については、本日の別冊資料として写しをお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

特定最低賃金の改正の申出には、「労働協約ケース」と「公正競争ケース」の2通りがございます。

申出いただいた3つの特定最賃につきましては、いずれも「公正競争ケース」であり、この場合の要件としては、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出が必要となっております。

事務局において申出書を審査しましたところ、3つの特定最賃はいずれも要件を満たしておりましたので、本日、改正の必要性諮問をさせていただいたところです。

特定最低賃金の適用労働者数に関しては、資料番号4に、平成28年度の経済センサス基礎調査を基に、令和2年1月現在の適用使用者数と適用労働者数を取りまとめたものを添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

資料番号5から番号12までにつきましては、後ほどの議題の中でご説明させていただきます。

資料番号13は、徳島県最低賃金及び3つの特定最低賃金の改正の推移で、年度ごとの目安額、引き上げ額、未満率、影響率等を記載しています。

資料番号14は、四国4県の地域別最低賃金の改正の推移を記載してあります。一番下の欄が前年度の改正額と引き上げ率となっております。

資料番号15は、徳島県の特定最賃と四国内で共通する特定最賃の推移となっております。

資料番号16は、内閣府が発表している「月例経済報告」と日銀高松支店徳島事務所が発表している「徳島県金融経済概況」、更に徳島経済研究所が発表している「徳島経済レポート」の基調判断部分を平成31年1月から直近分まで、まとめたものです。

そのうしろに直近の月例経済報告6月19日公表分、徳島県金融経済概況6月10日付け分、徳島経済レポート6月2日付け分をまとめて、添付しております。

1枚目の基調判断のまとめをご覧ください。

上段が全国の状況として、月例経済報告となっております。直近の6月では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。」となっております。本年4月と5月に「悪化」という文言が使われていますが、月例経済報告の基調判断において「悪化」というという文言が使われたのはリーマンショックの2009年5月以降、10年11か月ぶりとなっております。6月に「悪化」という文言はなくなっておりますが、「極めて厳しい状況にある」という判断となっております。

中段と下段が徳島の状況で、中段の徳島県金融経済概況では、「県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響から、弱い動きが続いている。」下段の徳島経済レポートでは、「新型コロナウイルス感染拡大の影響により、景気の悪化が続いており、極めて厳しい状況にある。」といずれも、全国の月例経済報告と同様の表現となっております。

次に、資料番号17の職業安定業務統計速報をご覧ください。県内の雇用情勢を示す重要な指標である、有効求人倍率等のグラフですが、折れ線グラフが有効求人倍率の数値で、5月は1.18倍となっております前月より0.02ポイント下回っています。労働局といたしましては、徳島県における雇用失業情勢について、「求人が求職を上回って推移しているものの、求人が減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある」と判断しております。

資料番号18が企業倒産の状況となっております。1枚目が、帝国データバンクが発表している県内の倒産状況で、2枚目が、東京商工リサーチが発表している県内の倒産状況となります。いずれも表の一番左の列が今年の数字で、5月の倒産件数は2社とも4件となっております。

資料番号19は今年の春闘結果を賃金室の方で取りまとめた資料です。厚労省発表は例年8月発表となっておりますので、本年度分は記載できていません。連合の

6月5日集計では、規模合計4,321組合で率1.90%、前年比-0.18ポイントの減少、経団連発表では、大手企業86社で率2.17%、前年比-0.26ポイント、日経新聞の独自調査では、378社で率1.97%、前年比-0.25ポイント、徳島県の経営者協会調査では、18社で率0.80%、前年比-0.71ポイントとなっております。

資料番号20は「徳島地方最低賃金審議会運営規定」資料番号21は「徳島地方最低賃金審議会専門部会運営規定」資料番号22は「徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会運営規定」となっております。

諮問に係る経過と資料に関する説明は、以上です。

### 上原会長

ただ今の事務局の資料説明等につきまして、ご質問はありますでしょうか。

また、全般的に何かご意見がありましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、今年度審議に関する基本的な考え方につきまして、労使双方からご意見をいただきたいと思っております。

では、労側、新居委員からお願いします。

### 新居委員

労側としての今回の最低賃金の考え方を述べさせていただきます。

先ほどコロナの問題で経営が落ち込んでいるということで、徳島県の個人の事業主が本当に大ダメージを受けているということもお聞きしました。ただ、私たち労働者側としても、個人の事業主の大変さも理解しつつ、我々労働者も、最低賃金近郊で働く方々は本当に苦勞しているという実態もあります。そのことも考えながら、この中央の目安を尊重しつつ、他県の動向を注視しながら、格差の是正に向けて取り組んでいきたいと思っております。特に今回非常に厳しいとは思いますが、徳島県の地方の経済を元気にしていくための良いチャンスかなと考えながらやっていきたいと思っております。経済が縮小している、こういうときだからこそ、最低賃金を引き上げていき、負の連鎖を回さないためにも、デフレを招かないためにも、非常に大事な時だと思っておりますので、是非とも公労使で真摯な論議をお願いしたいと思っております。

以上です。

### 上原会長

ありがとうございます。それでは使側からお願いします。

### 濱田委員

使側委員の濱田でございます。

先ほどもお話いただきましたが、新型コロナウイルスが全世界で拡大しております。感染者は1千万人、死者は60万人とまだまだ拡大しております。

日本で4月7日に緊急事態宣言が発出されまして、事実上経済活動が停止する事態となっております。5月25日に緊急事態宣言が解除されまして、3密の防止をはじめとする新しい生活様式の対応が求められています。今後、第2波、第3波の拡大が懸念される中で、経済活動はコロナと共存していかなければならない事態が数年は続くと言われています。経済活動でございますが、徐々に再開されてきましたが、そのショックは甚大で計り知れません。今はなんとしても事業を継続し、雇用を守らなければなりません。事業所は雇用調整助成金や、事業持続化給付金、銀行からの借金などで何とか生きながらえているのが現状でございます。

さて、今年の最低賃金の審議会ですが、今年の諮問文には政府の忖度の文言が入っておりません。やっとな法律に基づく審議ができそうでございます。新聞報道を見ても、地方の最低賃金審議会に白紙委任、政府はまったく勝手でございます。最賃を上げる文言はどこにもありません。有効求人倍率も下げ続けております。失業率は上がり、GDPも壊滅、消費活動も低調で、最低賃金を上げる要素はまったくありません。なんとしても事業を継続し、雇用を守ることが絶対条件です。このような時期に最低賃金を上げる審議をすることは、非常識であり、むしろ害悪と言われております。むしろ下げまして、雇用を、そして事業を継続するための方法を検討すべきかと思っております。

労使が知恵を出し合い、事業存続の良い知識を出し合いましょう。なお、適用時期についても、この際検討すべきと思っております。

以上、公益委員、それから労側委員の良心に期待をしたいと思います。

## 上原会長

ありがとうございました。そのほか、この場で審議に先立ちまして、ご意見ございますか。

## 新居委員

我々のところに、労働者からのいろいろな意見が入っていることを、少し参考に述べさせていただきたいと思っております。

連合徳島で、「なんでも相談ホットライン」という取り組みを行っており、日々いろいろな労働者の方のお悩みが来ていますが、直近1か月でコロナ関係の労働相談については6件ございました。特に契約社員とかアルバイトの方、海外からの留学生、そして子育て世代の若い方、それとシングルマザーの方から、本当に悲鳴にも似た意見が出ております。なぜかと申しますと、売り上げが減少したので

給料の20%をカットすると言われたと、そのことで生活ができなくて困っているとか、イベント会社の契約社員の方からは、イベントが4か月に渡ってキャンセルされて仕事がない状態であり、休業補償も一切もらえないということで、その辺の話を教えてほしいとか、会社から、コロナで10万円の給付金をもらったのだから、給料を減額するといわれ、実際に減額されたということで相談を受けております。本当に、この内容を聞いていますと、経営者の方は、ここにいらっしゃる経営者の方はそうではないと思いますが、雇用調整助成金、または各種助成金についての知識がない一部の経営者のために、また申請の仕方が分からない、調べようと思わない、そういった所で働かされている労働者が非常に混乱して、ただ経営が厳しいだけを叫んで労働者を苦しめて働かせているという事実があることをご理解いただいたうえで、ぜひとも雇用調整助成金をみなさんが使えるように我々も一緒に広く話し合いをしていくように促していきたいと思っております。そういうことをしながら、最低賃金は非常に大事ですので、公労使でしっかりと協議をさせていただきたい。

#### 上原会長

ほかにご意見ございますか。

#### 三木委員

私からは、働く人の視点で話させていただきますと、飲食店などで働く子育て世代の方達は最低賃金で働いている方がたくさんいらっしゃいます。先ほど言われておりましたような切実な声が私のほうにも多く届いています。最賃の額でないと働けないという方がたくさんいらっしゃいます。ただでさえコロナによって働くことを制限され、生活はさらに厳しくなっております。先ほどもありましたように、こんな時だからこそ、最低賃金の中身を考えた引き上げが必要だと思います。

#### 上原会長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

#### 坂田委員

ご存じの通り、徳島の企業もコロナの影響で大打撃を受けています。資料の中で倒産件数も出てきていますが、これからが本当に厳しくなる状況にあると思います。やはり、中小零細企業が多い徳島では、企業の体力が弱くて、今後、先行きが見えないという会社が多いと思います。実際、経営者の方から聞いております。雇用を守らなければいけないということは大事なことです、企業がなくな

ってしまえば雇用を守ることはできません。やはり企業と雇用を守るという観点で、この状況をしっかりと、実際どんな環境にあるのかということ、公労使のみなさんが考えて、企業と雇用を守るという結果で表したいと思うので、みなさん力を合わせて、よろしくお願いします。

#### 上原会長

他にはいかがでしょうか。

#### 山本委員

連合徳島の山本です。非正規労働者の格差を縮めていくべきであるという考えを申し上げたいと思います。日本の最低賃金は低いという概念、これは当然、先進国の中でも低い状況です。また経団連のほうからは引き上げないという考えであると聞いておりますけれども、今の状況下であるからこそ、他県が上げ幅に躊躇する中で、徳島として追いつく良いチャンスであるのではないかと、私は考えております。また雇用の維持創出とともに労働条件を引き上げることで生活レベル、消費の喚起をすることが大切であると考えます。また今まで築いてきたデフレ脱却の考えを維持し、デフレ回帰を阻止していかなければならない。公益代表の委員におかれましては重々お分かりであると存じますが、アルバイト学生、外国人実習生、シングルマザーとして子育てをしながらパートで働く方々の、最賃に関わってくる皆さんの生活を守るという意味においても、中立の立場で審議をお願いしたいと思います。

#### 上原会長

他にはいかがでしょうか。

#### 小林委員

先ほど倒産件数云々の話がありましたが、今回このコロナの関係で注視してほしいのは、自主廃業されている方がかなりあるということを考えてほしいです。自主廃業というのは、これから先が見えないから自分で辞めたということです。だから、そういう中小零細がかなりあるということ、それから、今回特に、助成金の申請の件数を調べてもらったら分かると思いますが、異常なくらい多いです。今回の助成金についてはどういうことかということ、去年の同月と比べて50%売り上げが切った所に対しての助成金です。ということは、それだけ使っている方の立場から言うと非常に厳しいということです。先ほど、濱田委員のほうから話があったように、上げるのではなく下げてもらわないといけないというのは、私も同感でございまして、これ以上、先ほども言った助成金の数もそうですが、今は

融資の関係もかなりの数が上がってきておりますので、逆に言うと、この会で考慮すべき数値ではなかろうかという気もいたします。以上です。

#### 上原会長

ありがとうございました。

#### 新居委員

今、おっしゃられた助成金の売り上げ50%減というのは、雇用調整助成金が50%売り上げ減ということでしょうか。

#### 濱田委員

雇用調整助成金は5%です。

#### 新居委員

5%ですよ。

#### 濱田委員

持続化給付金が50%です。

#### 新居委員

先ほどから、中小零細企業が非常に大変だということをお聞きしました。また、昨年、天野委員から、適正な取引ができていないというか、サプライチェーン全体での適正な配分、そういった部分での中小零細へのしわ寄せが非常に厳しいということをお聞きして、私たちも心を打たれております。連合としても、今、内閣府がプロジェクトを組んでいる「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」というのがございまして、この政府主導でやっているものに、我々の連合本部の神津会長自らが参加をして、サプライチェーン全体での適正なお金の循環であるとか、適正配付について、大企業、中小企業が共に成り立っていこうという取り組みもされているということをご理解していただきたい。

#### 上原会長

他にはいかがでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次第3「徳島県最低賃金専門部会、各特定最低賃金専門部会の設置等について」になります。

本日の諮問を受けまして、これから審議を重ねてまいります。最低賃金法第

25条第2項によりまして、それぞれ専門部会を置くこととなります。

つきましては、徳島県最低賃金の改正決定を調査審議するための「徳島県最低賃金専門部会」を設置するほか、特定最賃の「造作材」、「一般機械」、「電気機械」の各専門部会については、従来から、最賃法第25条第1項により、改正の必要性審議の段階から設置していることから、本年度も同じようにしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし。)

### 上原会長

それでは、「徳島県最低賃金専門部会」及び「各特定最賃専門部会」を設置することといたします。

事務局は「専門部会の構成」などについて説明して下さい。

### 事務局（室長）

まず、専門部会の構成等について、ご説明させていただきます。

専門部会の委員数は、最低賃金審議会令第6条によりまして9名以内と定められています。当審議会においては、慣例により、「県最賃専門部会」及び「各特定最賃専門部会」はいずれも、公・労・使各3名の合計9名の委員で構成されています。

県最賃金専門部会については、平成26年度より、より充実したご議論をいただき、公労使の三者の立場を統合した意見を取りまとめていただくため、公益委員2名の方が議決権のないオブザーバーとして参加いただいています。

本年度につきましても、6月25日に開催されました、あり方検討小委員会において、昨年度と同様、公益委員2名の方が議決権のないオブザーバーとして参加することで、ご確認をいただいています。

参考として、令和元年度の委員名簿を資料番号5に付けています。

令和2年度の県最賃専門部会の公益委員は6月22日の公益委員会議にて上原会長、関口委員、佐野委員を部会委員、瀧委員、撫養委員をオブザーバー委員とすることでご確認いただいています。

また特定最賃専門部会委員ですが、参考として、令和元年度の各特定最賃専門部会委員名簿を資料番号6に付けています。

公益委員につきましては、6月22日に開催いたしました公益委員会議において、造作材は、佐野委員、関口委員、撫養委員  
一般機械は、上原委員、瀧委員、佐野委員  
電気機械は、関口委員、撫養委員、瀧委員

とされたところであります。

労・使委員におかれましては、本日推薦公示を行いますので従来どおり、各団体からの推薦状とご本人の承諾書および履歴書を添えて、県最賃は7月14日（火曜日）、各特定最賃は7月21日（火曜日）までに事務局に提出していただきますようお願いいたします。

また、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項に基づき、労働局長が諮問を行った場合には、関係労働者、関係使用者からの意見聴取を行うこととなっていますので、「その旨の公示」、を本日併せて行います。

### 上原会長

ただいまの事務局説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

ただ今の説明のとおり、労・使各側は、各専門部会委員について、期間内に推薦状などの必要書類を事務局に提出いただきますようお願いいたします。

次に、当審議会におきましては、従来から、各専門部会において全会一致で結審した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づき「専門部会の議決をもって審議会の議決とする」とされてきたところです。

本年度も同様の扱いとしたいと思えます。

よろしいでしょうか。

（異議なし。）

異議が無いようですので、本年度も、専門部会において全会一致により結審した場合については、専門部会の議決を審議会の議決とすることといたします。

なお、各専門部会は、その任務が終了した時に当該専門部会を廃止することになります。

### 上原会長

続いて、次第4「あり方検討小委員会の審議結果」に移ります。

あり方検討小委員会は6月25日に開催いたしました。

事務局は、審議結果について説明して下さい。

### 事務局(室長)

「徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会」は、6月25日、委員全員のご出席の下、開催されました。

委員会の名簿は資料番号7にあります。

審議結果につきまして、資料番号8に議事要旨としてまとめております。

委員会では主に次の8項目について、合意、確認等がなされました。

1番目は、徳島県最低賃金の審議日程です。日程に関しては、この後の議題の中で説明いたします。

2番目は、特定最賃の新設の申出がなされた場合、徳島県最低賃金専門部会で審議することが確認されました。

3番目は、特定最賃の必要性審議・答申を行う特定最賃合同専門部会と県最賃の異議審、特定最賃の金額諮問のための本審をできれば同一日に開催して審議の効率化を図ることができないかご検討いただき、同一日に開催が確認されました。

4番目は、部会の専門委員についてです。これについては既に説明しておりますが、徳島県最低賃金専門部会においては、昨年と同様、公益委員2名が議決権を有しないオブザーバー委員として加わることを確認されました。

5番目は、審議は、本審は公開、各専門部会については、非公開とする。議事録等の公開は、文書閲覧窓口での閲覧に加え、労働局ホームページに本審は議事録、専門部会及び小委員会は議事要旨を掲載することを本審に諮る。

6番目は、実地視察について、実施の場合、特定最賃造作材の適用事業とする。

7番目は、最低工賃のあり方について検討がなされました。

8番目は、各団体から出されている要請書等について、審議会資料として提出する。

議事要旨の説明は、以上でございます。

## 上原会長

ただ今の事務局からの説明について、質問やご意見はありませんか。

続きまして、次第5「今後の審議日程」に移ります。

事務局は審議日程について説明して下さい。

## 事務局（室長）

今後の審議の予定についてご説明いたします。

詳細な日程については、資料番号8のあり方検討委員会の議事要旨資料及び資料番号9をご覧ください。

まず、目安伝達のための第2回本審を、7月30日（木曜日）15時から開催する予定としています。

その後、本審終了後の16時から第1回県最賃専門部会を開催します。

その後の専門部会は、第2回県最賃専門部会が、8月3日（月曜日）13時30分から、第3回県最賃専門部会が、8月5日（水曜日）14時からの開催を予定しています。

また5日は16時から第3回本審も開催する予定としていますので、委員の皆様方はこの日程確保をお願いいたします。

第3回県最賃専門部会までに決まらなかった場合に備え、8月7日（金曜日）15時から、第4回専門部会、16時から本審を予備日として設けています。

次に、県最賃の審議会答申に対し異議の申し出がなされた場合は、結審の翌日から15日目の異議申出締切日翌日に、異議審議のための第4回本審を開催することとします。

8月5日に結審した場合の異議申出締切日は8月20日（木曜日）となりますので、8月21日（金曜日）11時から異議審議のための第4回本審を開催します。

予備日の8月7日に結審した場合の異議申出締切日は8月24日（月曜日）となりますので、8月25日（火曜日）15時から異議審議のための本審を予定します。

なお、8月21日は午前9時30分から特定最賃合同専門部会を開催して改正の必要性を審議いただくこととしており、異議の申出がない場合でも、合同専門部会で審議した特定最賃の必要性についての答申及び改正諮問を行うため、第4回本審を開催する予定です。

本年度の地域別最低賃金の効力発生日については、資料番号10をご覧ください。答申日が8月5日までになされた場合は、10月1日の発効が可能となります。なお、中央での審議や県最賃の結審がずれ込んだ場合等には、審議予定日を変更せざるを得ない場合もございますので、あらかじめご了解願います。

それから、資料番号11が特定最賃の効力発生日の表となっております。特定最賃の具体的な審議日程はまだ決定しておりませんが、例年通り12月21日からの発効の場合、10月22日までに答申が必要となります。

審議日程についての説明は、以上です。

## 上原会長

ただ今の説明について、質問やご意見はございませんか。

## 関口委員

審議の場所はどこになりますか。

## 事務局（室長）

場所につきましては、決まり次第お知らせします。できるだけ早くお知らせさせていただきます。

## 上原会長

他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

次に、次第6「実地視察について」に移ります。  
予定等について事務局より説明して下さい。

### 事務局（室長）

実地視察につきましては、過去に実施した状況を資料番号12に添付しておりますのでご覧ください。

年ごとに県最賃と特定最賃の対象事業場を交互に実施しておりますので、前例を踏襲した場合、今年度は特定最賃造作材対象事業場ということになります。

あり方検討小委員会において、実地視察を実施する場合は、造作材対象事業場とする。という意見をいただいております。

実施の場合は、特定最賃の金額審議を始める前の9月に、「造作材」事業場を対象に視察いただくこととなります。

新型コロナウイルス感染症の関係もございまして、実施の可否を含め、ご意見をいただきたいと思います。

以上です。

### 上原会長

実地視察についてご意見をお願いします。例年は実地視察をいたしまして、実際の現場の実情を直接伺うということでございますが、今年はコロナという状況ですので、一応落ち着いたとは言っても、様々なリスクというものが顕在化している状況であります。例年ならば普通に実施していますが、この場で実施するかしないかということも含めてご意見を伺いたいということですが、いかがでしょうか。

### 新居委員

実施する方向で調整していただいて、それでもし、コロナの関係でだめだったら中止として、この場は実施の方向で動かれたらどうでしょうか。

### 上原会長

新居委員より実施の方向でというご意見が出ておりますが、いかがでしょうか。

### 中村委員

もし、その時にコロナの状況が悪ければ、オンラインとかで現場の声を聴くというのは可能でしょうか。できればコロナの影響を受けたところのお話は是非聞いてみたいと思います。

## 瀧委員

私もそう思います。コロナの影響は一番、飲食が受けていると思います。コロナの影響を受けている所の労働者や使用者の方がいらっしゃると思うので、そういう方の声が聞ければと思いますが、ただ日程的に一般の場合は、厳しいかもしれないです。

## 上原会長

もし、実際に影響を受けた所となりますと、特定最賃を対象とした視察ではなくて、県最賃の視察になりますので、通常の日程より早くするというのが必要ですが、ただそうなりますと審議の日程の関係もありまして、調整するのが難しいかなということになります。

日程の関係として、事務局はどうでしょうか。

## 事務局（室長）

7月実施として今から調整するのは非常に難しいと考えております。事務局としては、準備を進めるということであれば、造作材で進めていきたいと思っております。ただ、中村委員がおっしゃったリモートでというのが可能かどうかも含めて検討させていただかないといけないと思います。いずれにしても、今から準備ということであれば、日程調整、相手先を考えると造作材ではないでしょうかというところがございます。

## 上原会長

そういう事情もございして、実際に影響を受けているという所が、今から調整するのがかなり難しいということなので、実地視察ということであれば、造作材を対象として特定最賃に反映するような視察というふうにさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。あと視察のやり方ですね。先ほど中村委員が言われたように、もし相手方がリスクを避けたいということであれば、直接行くという形ではない視察というのも検討していただくことで考えたいと思います。可能であれば実際に訪問させていただくということですが、それが難しいということであれば、リモートでのやり方も検討して実施する方向で。それも難しいということであれば、今年につきましては視察を見送るようなことになるかと思えます。そういう考え方で進めていってよろしいでしょうか。

## 事務局（室長）

いずれにしても、特定最賃で実施するとして、委員の皆様のご意見も伺いながら、どこの業界にするかというのは状況が状況でございますので協議させていただきます。

だきながら準備をさせていただきたいと思います。

### 上原会長

それでは、そのような形で、事務局は準備をお願いします。

次に次第7のその他ですが、事務局からお願いします。

### 事務局（室長）

先ほど、あり方検討小委員会の議事要旨の説明の中で申し上げました、審議会の議事録のホームページへの掲載についてであります。

少し、経過を説明しますと、これまで当局においては、公開としている本審の議事録及びその資料、非公開としている専門部会の議事要旨を当局の文書閲覧窓口において紙ベースで閲覧できるよう公開しておりますが、本年度より文書閲覧窓口での公開に加え、都道府県労働局のホームページに電子媒体を掲載するよう本省から指示があったことによります。あり方検討小委員会では、本審については、議事録、専門部会及び小委員会については議事要旨について、労働局のホームページに掲載することでどうかという意見をいただいておりますが、議事録等のホームページ掲載についてご意見をいただければと考え、議題とさせていただきました。

### 上原会長

それでは、議事録等のホームページへの掲載についてご意見をお願いします。

他府県ではすでに行われているところがございますが、その辺、徳島はホームページへの掲載などはこれまでしてこなかったという事情がございますが、この機会に議事録、議事要旨のホームページ掲載ということを進めてまいりたいと考えておりますがいかがですか。

### 中村委員

すみません、対象の会というのは本審でしょうか。

### 事務局（室長）

議事録は、原則は本審も専門部会も公開ですが、内容によっては議事要旨でも構わないというもので、対象とする会としては本審と専門部会とあり方検討委員会になります。運営規定のあるこの3つの会となります。

先日のあり方検討小委員会では、本審の議事録、それから専門部会と小委員会の議事要旨をホームページに掲載するということではないかというお話をいただいたと理解しております。

### 上原会長

特にご異論はございませんでしょうか。基本的には窓口では、この情報については公開をしてきたところですが、それをホームページでも公開していくというような形に変えるという主旨ですが、よろしいでしょうか。

### 中村委員

専門部会とかで議論している過程とかは要旨にまとめるということですね。

### 事務局（室長）

はい。

### 上原会長

特に異論がなければホームページへの掲載で公開するという形を進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

（異議なし）

本日の審議事項は以上ですが、他にご意見等ございますか。  
なければ、事務局何かありますか。

### 事務局（室長）

事務局からは、特にありません。

### 上原会長

それでは、これをもちまして本日の審議会は終了といたします。どうもありがとうございました。